

産業建設常任委員会会議録

[平成23年 3月23日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年 3月23日
午前10時00分 開会
午後 2時55分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

紹介議員

議 員	蛭 子 智 彦
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	水 田 泰 善
農業振興部長	奥 野 満 也
都市整備部長	野 田 博
下水道部長	道 上 光 明
産業振興部次長	山 下 達 也

農業振興部次長	神	田	拓	治
都市整備部次長	山	田		充
下水道部次長	松	下		修
産業振興部商工観光課長	興	津	良	祐
産業振興部企業誘致課長	北	川	真由美	
産業振興部水産振興課長	早	川	益	弘
農業振興部農林振興課長	太	田	孝	次
農業振興部農地整備課長	大	瀬		久
農業振興部地籍調査課長	原	口	幸	夫
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道課長	山	崎	昌	広
下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展	弘
次長兼農業委員会事務局長	竹	内	秀	次
国民宿舎支配人	北	川	満	夫

参考人

国土交通省全建設労働組合兵庫国道支部支部長	武	本	頼	和
国土交通省全建設労働組合兵庫国道支部書記長	玄	海	彰	則

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第31号 南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定について……………20
 - ② 議案第32号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について……21
 - ③ 議案第33号 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について……………22
 - ④ 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）……………26
 - ⑤ 議案第38号 字の区域の変更について（志知、賀集、灘地区）……………23
 - ⑥ 議案第39号 平成23年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて……………23
 - ⑦ 議案第40号 平成23年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について……………24
 - ⑧ 議案第41号 市道路線の認定について……………25
 - ⑨ 請願第1号 国道28号の管理は国の責任で行うことの意見書の提出を求める請願書……………6
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について……………46
3. その他……………46

III. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年 3月23日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時55分)

○廣内孝次委員長 皆さん、おはようございます。

2、3日雨が続きましたが、きょうは大変よい天気となっております。市におきましても、東北関東大震災の救援物資の寄附も大変集まっていることと思います。1日もはやく現地へ届くことをお祈りしております。

本日は、産業建設常任委員会、多数出席くださいまして、ありがとうございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開催いたします。

それでは、執行部のごあいさつ、よろしく申し上げます。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

まず、お断りをいたしておきますが、市長にあつては東京のほうに出張いたしておりますので、欠席をさせていただきます。東京で全国漁港協会の理事会がございまして、兵庫県の協会長をしておりますので、今回の震災の支援をどのようにするかということの御相談のようでございます。それから、きょうはこれから進めようといったしております食の拠点づくりの要望で、農林水産省へも陳情に行っておりますので、どうかよろしく御容赦をいただきたいというふうに思います。

今、委員長さんのほうからもお話がありましたように、大震災でいろいろな皆さん方がその救援、それから支援というようなことでやっておられるわけなんです。南あわじ市の震災災害への救援という点で御報告を申し上げたいと思いますが、これは、3月17日付で南あわじ市の対策方針を決めて発表させていただいたところなんです。まず義援金でございますが、義援金につきましては議会のほうからも10万円、それから我々市役所の管理職員一同で51万9,000円、南あわじ市の連合自治会が50万円、そのほか社会福祉協議会のほうで集められた義援金が399万1,509円、それから各市内各所に置いておかれまして募金箱が85万9,740円というふうな額が集まりました。社会福祉協議会を通じて被災地に送るということにいたしております。

それから、救援物資の受け付けも3月18日からやっておるわけなんです。コート、ジャンパー類、それから水、タオル、毛布、カイロというふうなことで多数の皆さん方に御支援をいただきました。今、発送の手だてを講じておるわけなんです。もう県のほうからはお願いをした支援物資については充足したということで、これ以上受け付けられないというふうなことでございましたので、私どもも3月25日をもって救援物資の受け付けを終了することにいたしております。

ただ、以前やっておりました受け付けの物は限定的でございましたので、その後要請が

あればまた開始をするということにいたしております。やはり、現地は義援金が一番よさそうでございますので、引き続き市民の皆さん方には募金を呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

それから、人的な支援でございますが、これにつきましても南あわじ市といたしましては、積極的に職員の派遣をやっていききたいというふうには考えております。現在、決まっておりますのは、保健師の派遣でございますが、これは2名を派遣いたします。4月3日から4月9日まで、仙台市の若林地区へ健康課の西谷由佳さん、前田多江さんの2人を派遣することにいたしております。

それから、もう既に広域消防では救急車1台と隊員3名が現地に赴いておりますが、交互に入れかえをしながら支援をさせていただいております。それと、広域水道からは応急給水支援ということで給水車1台、それから応急作業車1台、それから人員を4名の派遣をいたしておるところでございます。

そのほか、今現在、要請が参っておりますが、具体的じゃないんですがお願いをすることによって参っておりますのは、保育士の派遣をお願いしたいということでございますので、要請がありますので2名程度派遣をすることといたしております。まだ、具体的なことは決まっておりませんので、また決まりましたら御報告をさせていただきます。

その他の職員につきましても、県からの要請があり次第、南あわじ市としてはできる限りの職員を派遣するという方針を固めておりますので、その点、また御支援をいただきたいというふうに思います。

それから、被災者の受け入れの話でございますが、私ども市営住宅3戸、伊加利団地、阿那賀団地、さくら台団地1戸ずつ、3戸を用意いたしております。そのほか、雇用促進住宅で23戸程度の空きがあるということで、雇用促進事業団とも話しながら、受け入れをするということにいたしておりますので、合わせて26戸程度、住宅が用意できるものと思っております。

そのほか、新聞にも出ておりましたが、伊加利地域の方々が100人程度なら受け入れでもいと、公民館が中心でございますが、受け入れてもいいということでございますので、そういうことをお伝えをして、要請があれば応えていきたいというふうに考えておるわけでございます。

そういう点で、今私どものほうで対策をたてて、実行している震災被災者への支援活動の状況でございます。また、これからいろいろと長期にわたって支援が必要だと思われるので、可能な限り、私どもも支援をしてまいりたいと思っておりますので、また御支援をいただきますようお願いを申し上げまして、きょうは産業建設常任委員会への付託案件の審査ということでございますので、どうかよろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

○廣内孝次委員長　　ただいまから第37回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いします。

それと、お手元に先日委員から請求のありました、南あわじ農業公園株式会社の概要を配付しております。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

⑨ 請願第1号 国道28号の管理は国で行うことの意見書の提出を求める請願書

○廣内孝次委員長　　異議がございませんので、請願第1号 国道28号の管理は国の責任で行うことの意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

審査に当たり、会議規則第130条の規定により、紹介議員として蛭子智彦議員、並びに地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として請願書提出者の国土交通省全建設労働組合兵庫国道支部から支部長の武本頼和様と書記長の玄海彰則様に説明のため、出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　異議がございませんので、説明を求めることにします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時10分)

(再開 午前10時12分)

(紹介議員、参考人 着席)

○廣内孝次委員長　　再開します。

請願者から資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、配付しております。

それでは、まず参考人の自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○参考人（武本頼和） 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所の労働者で組織して
ます国土交通省全建設労働組合兵庫国道支部で支部長をしています武本と言います。よろ
しくをお願いします。

○参考人（玄海彰則） 同じく書記長をしております、玄海と言います。よろしくお願
いします。

○廣内孝次委員長 ありがとうございます。
それでは、紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。
蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 どうもお世話になります。
お手元に、議案として資料を配付させていただいておりますとおり、今回の請願は国道2
8号線の管理、運営については国によって責任をもって行っていただきたいという趣旨の
請願でございます。詳しくは、参考人に質疑をいただきまして、御可決いただきますよう
に心からお願いします。

○廣内孝次委員長 趣旨説明が終わりましたが、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
原口副委員長。

○原口育大副委員長 請願書の中で、今蛭子議員のほうから国道28号の管理は国の責
任で行うことの意見書の提出ということで出てきたわけですが、この管理というの
は、今現在、国が行っとるわけで、今度どういうふうになっていくということについて懸
念をされとるんかなと思うんですけども、一つの方向としては国の出先機関の廃止とい
うことがあると思うんですけども、その辺に対するそれぞれの立場が違うと見方も違
うと思うんですけども、そこら辺どういうふうに、こういう弊害があるからそういうこ
とについては国が今のままで続けなければならないというふうな意見をもっておられ
ると思うんですけども、そこら辺、もうちょっと説明をいただきたいと思うんですけ
ど。

○廣内孝次委員長 武本さん、よろしく。

○参考人（武本頼和） 先ほどから質疑がありましたように、昨年度末に国の出先機関の廃止を進めるアクションプランというのが閣議決定されました。我々が思ってるのは、特に二重行政という形、よく説明がされてて、確かに道路管理をする上で国が管理するもの、それから自治体が管理する道路というのがありますが、それぞれ目的というか国道であれば全国の移動を可能にする大動脈の道路でありますし、それから自治体が管理する道路についてはその市民の方が利用される生活道路という形で、その目的というのが違うと思いますので、そういう形で、特にそういった責任分担をもって仕事をやっていて、やはり二重行政には当たらないというふうに思っています。

それから、現在、国で管理していくという形で我々もいろいろ努力をしてるわけですけど、今回、3月11日に東北のほうで大震災が起きましたが、それについても我々地方整備局から災害対策車とか、それから職員が60名ほど派遣されてますが、そういった大震災に対しても地方整備局が全国に配置されてることによって、その支援とか救援とかいろいろできるという形で、やはり国の出先機関があるということが重要であると思ってるということです。

○廣内孝次委員長 玄海さん。

○参考人（玄海彰則） 補足に少しなるんですけども、お手元のほうに「国民の生命と財産を守る国土交通行政の推進を」という資料もちよっと配らせていただいているんですけども、その1枚めくっていただいた2ページのところで、この表は棒グラフがあるかと思うんですけども、全国の道路、高速自動車国道、それから国道の中でも指定区間という部分、これは直轄国道ということになってます。あと、指定区間外の県とかが管理されてる国道もあります。あと、都道府県道、市町村道ということで、実際に延長としますと、高速自動車国道は0.6%、直轄の国道というのが全国の1.9%しかないわけなんです。その中で、その横の大型車の貨物の交通量分担という部分でいきますと、直轄部分というのは高速道路に近いような形の29%、国際コンテナを輸送する物流に対しては61%を担ってるということで、先ほど武本のほうが説明させていただいて、国の根幹をなす幹線道路という部分というのは、延長的には管理してる区間は短いんですけども非常に重要だと。

今回、東北の震災に際しましても、いち早く4号線とかそういうところの復旧ということもされてる。それは、整備局からの応援も含めて、国で責任をもって今の段階でやられているからという部分が非常に大きいかと思ってます。当然、こちらのほうの28号も含めまして兵庫国道事務所が管理してるところについても、幹線ということでやはり国が責任をもってやっていくということがやはりそういう震災とか含めて、災害時も含めて非常に重要になってくるというふうに考えております。以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 二重行政ということに対して、結構国民の皆さんからの批判があって、国の出先機関の原則廃止というのが地域主権戦略大綱から出てきたというふうに認識をしています。例えば、国道と県道とかの管理でも、これは極端な見方だと思いますけども、清掃作業が国道を通りかかるとちょっと別々になってごっつい無駄があるというふうな、マスコミあたりではそういうことも報道されたりしてたような気がするんですけども、そこらへんの実態というのは、実際どうなんですか。

○廣内孝次委員長 玄海さん。

○参考人（玄海彰則） 今、28号の実態ということで御説明させていただくと、実際のところ国道部分というのは28号の分の1本だけということで、行政刷新会議とかその辺の中で、今年度からですけども全国一律の基準が定められています。それでいきますと、本当に大都市部というのは、東京とか大阪の中心部分というのは月1回、D I D地区については2月に1回、それ以外のところについては年1回というふうな形になってしまいます。

28号といいますと、年1回の清掃ということで今年度、やられてます。それ以前はやはり月1回というのはなかなか予算が削られてくる中、厳しくなってるんですけども、やはり2回から3回というのがされてきてたんですけども、実際のところ、そういう維持費縮減の中、実際のところ県道とかがどれぐらいの管理費がされてるかということはちょっと承知はしてないんですけども、実際に清掃しないことによって側溝が詰まる、土砂がたまって詰まりやすくなるとか、そういう場合には詰まりやすくなるということはやっぱり集中豪雨とかそういうところに影響が出るとか、そういう実態が出てます。

国道部分については、国道が責任もってやっておりますし、県道部分については県道を管理されてる部署が責任をもってやられてるというふうに思ってます。日常管理の部分については、それぞれ道路の機能、役割という中で手の加え方というのはそれぞれ違うと思いますし、交通量とかその辺もありますので傷みぐあいとかそういうものも含めて、やはり変わってくると思っておりますので、そういう部分でいくと二重行政というようなことはないのかなど。

あえて、ちょっと話をさせていただくとしますと、やはり県道が接続してる、市道が接続してるそのそれぞれの管理のところの調整ですね、その辺というところが今の段階では住民の方にはやはりよくわからないという部分があるのかなというのはちょっと個人的な話ですけども、思っておりますが、重なって管理してるということはないというふうに

思っております。以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 維持管理、私も例えば建設するんやと、新しくつくるんやとかいうのはやっぱり国が大幅に考えて、国道ということであればそれは広域ですから整備していかなきゃならんと思うんですけど、維持管理については予算の執行をだれがするかという問題であって、例えば、今、国が国道事務所かどこか知りませんが、直轄で国道の管理をするのであれば、それは県が県道を管理しておると。それ、予算を例えば広域に与えていただければ、それを一体的に管理した方が地域としてはきめ細やかな管理ができるんでないかなと。

だから、国直轄でないとその部分ができないということには私は当たらないと。予算が苦しいのは、国も県も市も同じで、それをどういうふうにごく効率的に使うかということだと思えます。そうすると、やっぱり国が出先としてそういうものを一体的にやってくる。地域は地域としてやってくる。その二重の無駄というのはどうしてもあるように思うんで、その予算はもちろん委譲していただかないと予算がこんのにやるということになると、それはサービス低下になると思えますけども、そこはあくまでも予算をどこが執行するかであると。そのためには、やはり出先という二重でやるよりは一体的に地域で、関西なら関西で一体的にやったほうが行き届くと、効率的やというふうには思うんですけども、そうではないんでしょうか。

○廣内孝次委員長 玄海さん。

○参考人（玄海彰則） 関西広域連合とかその辺の話でそういうお話も出ているかと思うんですけども、やはりこういう、先ほど言いましたけども、震災とかそういう非常事態も含めて、広域的なネットワークというのはやはり場所によってその管理レベルが変わるということはだめだというふうには基本的に考えておまして、実際のところ、どこが執行するかというお話もあるんですけども、やはり直接、管理するところが責任をもってどうやるかということが非常に重要だと思っております。当然、兵庫県なり、各市町村なりでも各管理されてる中で優先順位というものは持っておられるとは思いますが、その中で、管理された中ですべてに行き届くのか、それとも目の届くというか優先順位をつけた場合、ほかのところにも手が回るのか、そういう話も出てくると思うんですけども。

国直轄で今28号、管理させていただいてますけども、この前の震災がらみで津波の対応というところにもありまして、福島のほうに津波が来るという話がありまして、すぐに通行どめの対応もしておりますし、その後、余震によって津波があるかもわからないとい

うことで、この月曜日、休日の間までは24時間体制ですぐに対応が出るような形で、職員も含めて体制を組んでおります。今もそういう津波が起こりそうやということになりましたら、すぐさま、1時間以内に通行どめをできるような形です。

それは、28号、幹線ということでそこに限って私ども、ほかの路線も持ってますけども、それぞれの部署の中でそこはやはり守っていかなあかんと。それを守ってこそはじめてほかの県道なり、市道なりそういうところがやっぱり使っていけるというふうに思ってますので、そこはやはり幹線という部分を責任をもってやっていくというのが重要だというふうに思っております。以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 それぞれ意見がありますんで、私は関西広域連合が今いろんな分野で防災であったり、観光であったり、医療であったり取り組もうとされておる。例えば、ドクターヘリなんかの運用でも今回もかなり活躍したんじゃないかなというふうに思います。

やはり、全国1つというよりはこの関西広域連合の考え方で、そういった関西という1つのエリアを効率よくきめ細やかにやるというためにはやはり二重というか、権限も財源もですけども、委譲していただいて取り組む方が私は効率的だというふうに思ってますので、関西広域連合が順次拡充する事務という形の中で、国道河川の一体的な計画、整備、管理等、あるいは国の出先機関の原則廃止の実施を国に強く求めていくと。やはりこういうことを将来的な関西広域連合の取り組みとしてうたっておられるので、私はそっちのほうがより地域に行き届いた施策ができるんじゃないかなと。もちろん、そのためには財源もついてこなあかんわけですけど。

だから、今出先で働いてる方も今度は活躍の場をそっちに移されるだけでないかなというふうに思うんで、そっちのほうがいいんじゃないかなというふうに、私の認識ですけども思ってます。

最後に、今回の請願について執行部の立場はどのように受けとめておられるか、ちょっと執行部に聞きたいと思います。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 地域にとって、一番きめ細やかな道路管理というのが我々の目標でございます。そういうことから、市の施策も国の施策も同じ考えの中で動いていくのか、原口委員が述べた方法も1つの施策やと思うんですけども。

私たちが管理をする中でも膨大な延長、国であっても県であっても市であっても広い道

路の管理というのが1つの課題になってございます。これをいかにという中でも、やっぱりきめ細やかにする場合はそれぞれのポジションでやっていかないと全体を広域で管理というのはそこそこの対応が、これから考えていく課題の1つかなと思うんで、今、私、どちらの判断が望ましいかというのが非常に難しいのかなと。具体的な体制が見えてこなければ、こちらのほうが望ましい、あちらが望ましいというのがちょっと判断しづらいのかなという状況でございます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 今、市道の管理はもちろん市がやって、県道に対するいろんな河川も含めていろんなことについては県のほうに要望して予算をつけてもらって、実際には市がやるとるんかなと思うたりするんですけど。そういうことを、例えば南あわじ市内の国道も含めて一体的にこの部分を何とかせないかんとするときに、もちろん予算なりをつけてもらうわけですけど、一々国まで言うというか手続を踏むよりは関西広域連合的な範囲で、日常的なことについてはできるというほうが将来的には地域としては動きやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどないですか。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 28号線だけにとらまえて言いますと、一体的にやる、延長的にも限られてますのでその方法が望ましいかという思いはありますけども、全国的に見ていきますともっと国道がありますので、そこら辺が地方にその負担がかかってくる、いろいろな財源も今潤沢な財源が期待できない状況の中で、果たしてそれが効率よくできるかというのが、今具体的には見えてこないという不安もありますので。ただ、それが予算の財源委譲がスムーズに、すべてが移ってくるのであればそれはそういう方向に考えていく余地はあるのかなという状況です。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 今の原口委員との関連質問なんですけど、先ほど具体的にこういう中央で閣議決定されて、出先機関がなくなっていくというような状況の中で、そこで働いている人たちの今後の対応とか、それはどないなってくると、原口委員だったら働く上の管轄が変わるだけではないかというようなことをおっしゃってましたけど、その辺の事実関係、どういう見通しをもっておられますか。

○廣内孝次委員長 武本さん。

○参考人（武本頼和） 関西広域連合なんですけど、今、人員と権限、それから財源についてすべて関西広域連合にというふうな話が進められていますが、橋下大阪府知事が言われてるのが、すべて一たん人員については関西広域連合で引き受けますというふうに言っておられましたけど、それは国のリストラというんですか、人員削減が進んでいないので関西広域連合が一たんすべて引き受けて、それでリストラをしますということを明言されますので、関西広域連合に移ったとしても、やはり県、ほかの市町村にしてもやっぱり財源が厳しいので合理化とかいうことが進められてますんで、そこに関西広域連合に移ったからといってそこで保障されるということはないというふうに思ってます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 全県労働組合の全県総連、昔は全県総連とおっしゃってましたけど、その支部のえらいさんが南あわじ市まで来ていただいて訴えられるということは、今回の政府の動きが相当、そこで働いてる人たちにとっては非常に大きな問題であろうというふうな認識を物すごい持っておられると思うんです。当然、労働組合の立場として、職場で働いてる人たちの権利を守っていくというのは第一の任務ですが、当然のことだろうと思うんですけども。先ほど、どうも国が廃止されたら職員の待遇が心配であると、基本的に心配であるという認識を持ちます。

もう1点ですね、この28号線で先ほど来、質問出ましたけれども、具体的に新しい形でかわっていくとしたらそういう維持管理の、手入れ云々ちらっと2回か3回かと先ほど意見出ましたけど、もっと具体的に大きなデメリットというのが出てくる予想をされとるんですか。28号線に限って言えば。

○廣内孝次委員長 玄海さん。

○参考人（玄海彰則） デメリットという部分というのがどうやということなんですけど。今、当然予算の話、先ほどから予算があればというお話もありました。当然そういう部分もあるかと思うんですけども。

この資料等にもあるんですけども、道路構造部というのはすべて永久に手を入れなくていいということはないんです。28号線の中にも橋梁とかたくさんあるんですけども、その橋梁というのも大体やはり50年で、手を入れて100年もつかもたないかというふうな形の中で、やはりどんどん老朽化してきてると。全国でもそういう通行どめになってる

ような橋というのは実は表には出てないけどすごい数がありまして、国土交通省の施策の中でそういう橋梁、道路構造物、特に橋梁、ほかにトンネルとかいろいろ他も点検してるんですけども、橋梁については5年ですべて点検しましょうと。直轄につきましては、昨年度、橋梁の点検ほぼすべて5年で一回りしてます。今、二回り目ということでやってるんですけども。

同じようなことを、地方自治体さんのほうにもそういう点検をしてほしいという話をしてるんですけども、まずお金がない。それから、技術者が足りない。そういう部分の中で、なかなか点検とかそういうものは全国的にはやはり進んでないという実態があります。

直轄の部分につきましては、そういう部分の点検の結果を受けまして、今非常に御迷惑かけてる部分もあるんですけども、橋梁の補修工事、耐震補強等も含めましてそういう補強工事も今どんどんやっていますし、ほか防災工事につきましても、28号2カ所のところで、実際のところ事前通告指定区間をもってます。そこについても対策工事をどんどん進めておりまして、それもできれば、対策工事がすべてが終わってないんですけども、できれば事前通告指定区間についても、緩和解除に向けてそういう検討も事務所としてはやろうとしています。

その辺、まずはやはり大きなところは財源というところもありますし、技術的な部分、当然国がすぐれてるというわけではないですけども、そういうノウハウというのが、今近畿地方整備局なり各整備局の中というは非常に持ってます、全国的な話の中でですね。そういう部分も含めて、すべて委譲されてそういう部分が継承されるかという部分については、非常に危惧されると。

先ほど、職員の話という、私たちの雇用の部分というのも当然あるのはあるんですけど、お手元のほうに国会請願署名ということで「国民の安全安心を実現する建設産業の再生を」というような形で、署名活動とかもしてるんですけども、やはり労働組合の方からこういう請願をあげてるんですけども、私たち民間の組合とかそういうところも建設関係の労働組合も含めまして、国民の安全安心という部分の取り組みというのはやっています。

そういう中で、二重行政の話もありましたが、やはりそれぞれの部署でまず国民の安全安心を考える中でどういう体制がいいのかなと議論がなかなか今されない中で、広域連合にまるまるお渡しするとかそういう議論が進んでいるところに非常に危惧した中で、こういう請願をお願いしてるというところなんです。

実際にきっちりと国道28号の管理という部分が継承されるというところが今見えない中で、議論だけは広域連合にお渡しするとか、地方出先機関廃止とかそういうところに進んでしまってるというところに一番危惧してるというところで、今回請願のほうをあげさせていただいてるというところなんです。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ありがとうございます。非常に具体的に説明していただいて、私もこの前、請願書が出てまして、文言だけだったんで具体的に勉強しなければいけないなど、大変な問題なんやなと思いつつも時間もなくて、きょうまた説明を受けた段階で、正直に言って具体的まだよくわからないんですけども、国のほうは大きな動きをされてますよね。従来、国道と言われとるのを、国が管理しとったものを地方でやれと。これは大変な動きだと思つて、その辺我々も非常に慎重に動いていかないかなと思つてんですけど。

ただ、これはきょう、余談ていうか関係ないんですけども、私も若いころ労働運動を若干やりましたんで、その反省から言うんですけども、同じ意見を述べて国民的な運動にしようと思つても広がり弱いです。というのは、私がちょっと心配するのは、これは日本で一番大きな労働者の確か連合と、もう2つか3つあります。全体のそういう動きというはできつつあるんでしょうか。直接関係ない、もしもよかったら。

○廣内孝次委員長 ちょっと森上委員、質問項目をかえていただけますか。

○森上祐治委員 答えにくければ、もう結構でございます。願いを込めて質問させてもらったんで。

○廣内孝次委員長 武本さん。

○参考人（武本頼和） 今、日本の労働界というのは、先ほど言われましたように上のほうでは2つか3つ分かれてます。

○森上祐治委員 委員長よろしいか。

○廣内孝次委員長 はい。

○森上祐治委員 これは、推進会議という動きをやってますから、幅広く運動を進めていかないかなと思つてね。私も余談ですけどということで質問させていただいたんで、これは答え、結構でございます。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 さっき担当部長がちょっと答えにくいと言いつつたけども、これを国はどうか民主党やな、地方に権限を委譲するようなことを言いつつたけども、国の支出転

換を廃止して、これは地方に権限を委譲すると言いはるけども、権限だけ委譲して予算が伴うのか、さっき部長が心配しよったんは国道をもし市が管理するのが、地方の自治体が管理するのであれば財源を何ぼかもらうだけでやっていかれへんよ。職員を今度増員せないかん。うちは職員削減しよる。それまた、変な話になってくるのよ。国道の何キロかを管理せないかんようになりゃ、職員を配置せないかん。今の人員で到底やれるはずがないよ。ほんだら、これそんなもんは見てくれへん、地方に負担かけるようになってくるんや。近畿地方整備局をなくせとか言いはるけど、地方自治体にまかしたら、もらったそれを管理する人員がいるわな。ただで雇われへん。報酬は払わないかん。それはわしもちょっとどっちがええとか悪いとかいうのはなかなか難しい問題やと思うんよ。そりゃまあ、今のままでいてくれたら一番問題なしよ。難しいところある。なかなか結論は出てくるとは思わんけど。言うて終わり。答弁よろしいです。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕ら淡路に住んどる者は、国道28号線というのは主要道路よね。5年ほど前かな、水害で通行どめになって、今復興しておるんじゃないですか。45年ほど前も水害で同じような通行どめになって、地域の経済がなかなか交通網がスムーズにいけへんというようなことになって、地域の経済がちょっと衰退するようなことにもなり得る。そんな中で、災害とかおうたときにすぐに復興できるような体制、それは県とか市に任ずるとなると当然国道やから国の財源をとらないかん、そこらがスムーズにできるのかどうか。そういう問題が僕ら一番気にするわけです。そこらはどんなんですか。財源という観点なんですけども、緊急災害時の。

○廣内孝次委員長 玄海さん。

○参考人（玄海彰則） 実際のところ、今財源の問題、どこがどういう管理をするという部分、すべて全然なしの中で地方整備局の廃止、権限を委譲しますというそういう具体がない中で動かれています。

現実の話、国道を直轄で管理してる中で、平成16年の災害もありました。28号は当然被災もしましたが、すぐさま道路の交通確保、そのあとの災害復旧についてもすぐさま国のほうでお金もついてますし、その後も今御存じかと思いますが、炬口地区を中心に海岸部分の補修、防災工事というのもそれも通常予算の中ではなかなかついてきてなかったんですけども、補正予算の中で要求する中で、やはり28号についてはまだ危険箇所が残っているということで、点検結果を受けて補修してるということで、すぐさまやられてるわけなんですけども、仮に兵庫県が管理をそのまま引き受けられたとした場合に、先ほ

ど優先順位の話をしていただいたと思うんですけど、すべて一度に今まで管理してる県のも含めてすべて一度にというのはなかなかお金の話もあるかもわかりませんが、人員も含めて非常に厳しくなった場合に、優先順位をつけると当然、委員おっしゃられたように28号が優先しますよと。そうなった場合に、県道のほうが今まで管理してる県道が後回しになるというのは可能性としてはあるのかなと。これはあくまで予測でしかないんで、今の段階では。

二重行政のお話があるんですけども、今はやはり幹線ということで、国が直接、今の場合はすぐ手をかけに行ってるという現実があります。先の話というのは、今は非常に不透明の中で、どこまでお金も人も体制がとれるかという部分。予測されるのは、先ほど市のほうでそういう人員削減の話もありますけども、兵庫県のほうも行革の話の中で人員の削減というのは相当やられているというふうにお聞きしてます。そういう中で、私たちが県の職員とお話をする中で、国の職員を受け入れるという、今県の職員を減らしてる中でそういう判断はあるのかなという疑問もお聞きしたりもしています。ただ、今の段階ではあくまですべて中身がない中で、先に廃止という言葉、また委譲しますよというお話ばかり進んでるというところに、非常に問題点があるというふうに思ってます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、平成16年の災害か。あれからいまだにまだ国道を走っても工事中どうこうという多少の弊害が市民に、住民にあるわけです。そういう主要産業道ですから速やかに通行できるような、やっぱり僕らにとっては必要なんです。それを市がどうや県がどうや国がどうやとそんな関係ないです、島民にとっては。じぶんらにとっては関係ない。だから、主要道を、産業道をいかにスムーズに通せるかというのが僕らの一番の希望というかそこらなんです。ですから、人員削減、人員削減だけはすまんという見解も私は持っております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 さっきも言うたように、広域連合の橋下府知事の言いよるのもようわかるんです。けどこういう話も、国から権限だけ委譲されて、財源が今100としたら70で辛抱せえとか、人員はそっちで確保せえとか言われたら地方負担になってくるよな。多分、そういう方向でいくんでないかとそれを心配しとるわけよ。今100という予算が補助金でついてきよるとしたら70ぐらいで辛抱せえよと、人員は各自治体で段取りせえとか言われたら、えらい地方負担になってくるやろう。それを心配しとるんでな。格好はええねん。権限は委譲します、財源や人員はどないする、今どこも出てけえへんもんな。

話出とれへんのよ。権限委譲しますとええこと言うとするけど飽だけ見せて権限は委譲します、どんだけの権限くれるかわからんけど、あと財源と人員はどないなるか一切論議されてないんよのう。それだけを心配しとんで、うかうかとこれはのったらいかんなどという気持ちもあるわけよ。終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに何か質疑ございませんか。

○原口育大副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 恐らく、これは僕が適当に考えるんですけども、国道というのは淡路の場合やったら28号線1本やと。市も3市にまたがると。関西広域連合ができたとしても、そのつなぎ目、1号線、2号線、いろいろあるわけですけども、やっぱり国道は一体的に整備していくという考え方で考えれば、これは当然国のほうがいいのかなというような感じがするわけですけども、その点に関しましてどうでしょうか。やはり地域で受け持った場合であれば優先度が違うから、1本の道として完全な整備ができないというような感じがするんですけど、その点いかがでしょうか。

○原口育大副委員長 武本参考人。

○参考人（武本頼和） 言われましたとおり、国道というのは全国に移動できるという大動脈でありますので、やはり管理する自治体なりが違うとやはりその維持管理水準なり、それから道路の構造としてもいろいろ違ってくると思いますので、やはりそこを両者が通行するということになれば、その自治体等によって不便をかけるところがあると思いますので、やはりこれが全国をまたぐ国道ですんで一体的に管理していくべきだというふうに我々、考えているところです。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。
それではほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
暫時休憩します。

（紹介議員、参考人 退席）

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前10時54分)

○廣内孝次委員長 再開します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第1号、国道28号の管理は国の責任で行うことの意見書の提出を求める請願書についてを採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、請願案第1号は採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第1号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、発委を行うこととします。

意見書案及び提出先については、後刻検討します。

暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○廣内孝次委員長 それでは再開いたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

① 議案第31号 南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定について

○廣内孝次委員長 まず、議案第31号、南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 市の企業誘致条例に対する優遇措置は、これは大いにすべきだと思っております。そこでちょっと聞きたいんですが、今回出てきておる条例について読んでおるんですが、なかなかちょっとわかりにくいところもあるんで、何でもいいですから一例をあげてちょっと説明をいただけますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長(北川真由美) 今回の改正は、支給要件の緩和と奨励金の増額の改正を目的としたものでございます。それで、企業団地の優遇措置としては、土地取得奨励金と課税免除、それから新規常用者雇用奨励金がございます、その中で土地取得奨励金の中で、現在1%の上乗せ部分におきまして、雇員人数に応じた条件を30人以上50人未満で1%、3年間の交付をしておりますが、その30人を10人に下げまして条件を緩和しようというものでございます。それから、新規雇用者におきまして、現在は1人当たり10万円を支給していたものを1人あたり20万円と増額いたしまして、合わせて限度額も1,000万円から2,000万円に増額いたします。それから特別奨励金といたしまして、30人以上で3,000万円を交付していたものを雇員人数に段階を設けまして10人以上20人未満で1,000万円、それから20人以上30人未満で3,000万円、それから30人以上で5,000万円と増額を改正するものでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これらの財源は国からの交付金の割合はどれぐらいになってますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 先に議会で可決いただきました交付金の関係で、南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金条例を可決いただきまして、その基金の活用を考えております。

○印部久信委員 終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第31号、南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第32号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○廣内孝次委員長 次に、議案第32号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第32号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第33号 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○廣内孝次委員長 次に、議案第33号、南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第33号、南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第38号 字の区域の変更について（志知、賀集、灘地区）

○廣内孝次委員長 次に、順序を変更して、議案第38号、字の区域の変更について（志知、賀集、灘地区）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第38号、字の区域の変更について（志知、賀集、灘地区）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第39号 平成23年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて

○廣内孝次委員長 次に、議案第39号、平成23年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第39号、平成23年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第40号 平成23年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

○廣内孝次委員長 次に、議案第40号、平成23年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この賦課金のことなんですが、確か昨年度の予算においても質問をした記憶があるんですが、今南あわじ市と洲本市との酪農組合が合併して、淡路島酪農組合になっておると。ただし、南あわじ市と洲本市とに行政区分が分かれておると。同じ酪農組合で同じ乳牛を飼育しているにもかかわらず、共済の賦課金の割合が南あわじ市と洲本市で差があるということで、一遍その辺の調整をしてほしいということによってあったのですが、このたびの賦課単価を見ますと乳用牛0.9、肉用牛0.7ということになっておりますが、特に乳牛において洲本市と、洲本市の場合は淡路広域連合になっておるので淡路市も入っていると思うんですが、これの賦課金はどういうふうになってますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 淡路広域の乳牛の賦課金は0.9、南あわじ市も0.9です。このたび、変更させていただいたのは肉用牛が今まで0.8やったのを0.7に、淡路広域については0.6ということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 行政が別の場合、特に肉用牛の場合は0.7と0.6という差異はそりゃあ多少はやむを得んと思うんですが。乳牛は、昨年言っておりましたことを0.9に合わせて調整してくれたであろうというふうに理解しておりますので、それはそれで結構です。終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第40号、平成23年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第41号 市道路線の認定について

○廣内孝次委員長 次に、議案第41号、市道路線の認定についてを議題とします。
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第41号、市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）

○廣内孝次委員長　　次に、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員　　この指定管理なんですけども、先般、毎日新聞のほうで大きく取り上げられております。業務委託の打ち切りをめぐって仮処分の申請という地位保全なんですけども、ここらのいきさつをまずお伺いいたします。

○廣内孝次委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　そういうお尋ねなんですけど、あくまでも農業公園株式会社とファームとの間の話なんで、ここは市から農業公園株式会社に指定管理をいただくのかどう

かということですが、もしそういう御要望がございましたら説明もやぶさかではございませんので。

ちょっと、委員会での論議にはふさわしくないかなと思いますので、できたら休憩していただければ、私のほうで説明いたします。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時22分)

(再開 午前11時50分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
長船委員。

○長船吉博委員 今、副市長から詳しい説明が得られたんですけども、このファームパークというのは南あわじ市にとって観光施設の1つの重要な拠点、それでこういう地位保全の仮処分申請というようなもめごとは、非常にマイナス材料になると私は思っております。できたら、円満解決というふうな折衷案で1年というふうなことも出ておりましたけども。

このファームの社長のコメントによれば、取締役突然、契約の打ち切りが出てきたと。余りにも近々過ぎることだと思えます。そこへもってきて、職員全員がファームに退職届を出すというのもこれも異常な出来事だと思えます。これは僕の当て推量やと思えんやけども、従業員53名と農業公園の社長と話ができて退職届を出したのかなというような当て推量かもわかりませんが、そこらもあるのかなと。余りにも農業公園側としては、強い姿勢でファームを切っていこうというように見えて仕方ないんです。そやから、ファームが地位保全仮処分申請を出したと。10年間、じぶんらの思いでここまでやってきて、これだけ淡路ファームパークに繁栄をもたらしたという株式会社ファームの真意もあると思えます。そこらをもう少しうまくバトンタッチというか、そういうような引き渡し等もできなかったのかなというふうに思っているなと思えます。

今、ファームの遊具施設がありますよね、ファームがつくった。そこらはどういうふうにならるんですか、もし打ち切ったときには。

○廣内孝次委員長 副市長。
答弁は副市長でよろしい。

○副市長（川野四朗） 休憩していただいたほうが。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11時55分）

（再開 午後 0時02分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど委員さんの質問の中にありました遊具の話ですが、これについては皆さん方も御承知のように、ファームが全体の中で行政財産の目的外使用というようなことで市とファームとが直接土地の使用貸借を結んで、そこに遊具をファーム自身が設備をいたしております。それについても毎年契約をしておるわけなんですけど、それについては契約でなくて使用許可を出してるんですけど、その使用許可の中にも延長する場合は3カ月前に申し出がない限り、申し出がなかった場合は3月31日で打ち切りますよということをはっきり書いてあります。それで、相手方の費用で撤去することやということも書いてあります。

ですから、今既に、市のほうはこういう形、ファームと農業公園株式会社がこういうふうになっておりますので、市のほうからファームには、ファームから3カ月前に申し出がなかったので許可条件のように3月31日をもってお貸しはいたしません。4月30日をもって、遊具については全部撤去せえとそういう中身になってますんで、撤去してくださいということを文書では申し入れておりますので、これも4月1日以降については市がファームにはお貸しをしなくて、市の土地そのまま残ります。建物については撤去するのに時間がかかるだろうと思しますので、1カ月の猶予を見て4月30日までには撤去しなさいということを申し渡しをしております。

○長船吉博委員 まだ、あんねんけど。まだまだ続くで。それと委員長、ちょっと提案。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もうこの審議は、農業公園だけなんよ。ほかの職員の方、えらいすみません、もう撤回。

○廣内孝次委員長 それでは、昼食のため、暫時休憩いたします。
再開は1時5分といたします。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 1時05分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
長船委員。

○長船吉博委員 先ほど、遊具について御説明をいただきました。遊具、それからファームの建てた建物、即時撤去ということなんですけども、もし撤去した後、子供たちがそういう遊具も楽しみで来とる部分もあると思います。それがもし撤去されたときに、農業公園としてはどういうふうなお考えを持っておるのかどうか、そこらをお聞きします。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 市のほうからは撤去命令ということで、4月になったら撤去命令を出すことにはしておりますが、これも指定管理を受ける前提の話ですが、受けて農業公園株式会社といたしましては、やっぱり大人になって話し合いをしたいなど。3月31日から4月1日にかけて1日たりともお休みができないというふうなことで、そういうファームがつくった遊具についても利用が可能なようにしたいということで、私どものほうの弁護士から相手の弁護士に暫定協定を結んで、その利用を可能にしていこうと。その間は、我々としては幾ばくかの使用料をお支払いしていきたいということも弁護士同士で話し合いをしていただこうと思っておりますので、間もなくそういう話は送付されるんじゃないかと思うんですが。

私どももできるだけ混乱のないようにという形で、そういうところは決着したいと。これは市の立場と農業公園株式会社の立場が違いますんで、そういうふうになりたいというふうには思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今の答弁であれば、協議をすると。それも双方の弁護士サイドで協議をするというふうにとめておるんですけども。それはそれとして、この株式会社ファームとの契約を打ち切って、それで直営にするというふうなことなんですけども、その直

営にする目的、それは何でしょうか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これも先ほどからお話しておりましたように、ファームと期限を切った上で我々のほうに運営を引き継ぐということは、当初からある程度の期間を設けて地元密着型の運営にするということはお話をしておったようでございますので、安定的な経営ができるというふうなことが自信としてもついてまいりましたので、こういうことをさせていただいております。

それから、もう少し地域密着型、どうしても皆さん方からいろいろと御批判をいただいておりますように、運営の中身の経緯等についても非常に疑問を感じるというような御意見もございました。今度は、農業公園株式会社でやりましたら、市のほうには9月にはきっちりと中身についても御報告をしなければならなくなっておりますので、そういうことでできるだけ中身について明らかにしていくというふうなこと、それからもう少し、これは運営のあり方だと思うんですが、もう少し地域密着型で地域の人その運営の中に参画できるようなことを考えていければなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、聞くと運営等について地域密着型というふうなこと、また、これは僕らも不信感を持っておりました株式会社ファームの運営、経営内容、そこらにも疑問を持っておりましたけれども。まず、このファームから農業公園株式会社にかえる、直営にするというのはこの淡路ファームパークイングランドの丘をより一層、経営として成り立つ、また繁栄をさすためにそういうふうに直営にするということではないのでしょうか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういう部分も入っております。せつかく40万人を超す来園があるわけなので、この物を南あわじ市の観光の核としてももっともって利用していきたいと。ただ、今の運営の方法でありますと、やっぱり株式会社というのが他にあって、その運営方針というものがどうしても表面にあらわれてくることが多いんじゃないかなと思います。

今後は、やっぱり南あわじ市の意向がもっともって反映できるような、先ほど長船委員がおっしゃっておられたように、この南あわじ市の大きな核の1つとして波及効果の及ぼされるような運営のあり方もこれは可能かなというふうな思いも持っておりますので、そ

ういう形を目指したいと思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そこで、この株式会社農業公園、役員が15名以内というふうに定めております。その役員ていうのはどういう方々が役員になっておるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今は、取締役が私とファームの久門佳子さんとJAの倉本組合長さんです。その3名なんです。あと、株主としては酪農協同組合と南あわじ市の商工会、合わせて5者が株主でございます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そしたら今、取締役に今、久門佳子さんですか入っておる、また株式会社ファームが23%だったんですかね、株を持っております。そこら、どういうふうなことになるのか、また取締役会を開催して解任という形になるのか、そこらはどういうふうに考えておるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これもあくまでも指定管理を受けたという前提のもとで。

○長船吉博委員 それは指定管理を審議しよんねよって。

○副市長（川野四朗） 受けた上の話ですが、それはまた取締役会で話をして行って、その23%に見合う責任をもつていただけるんだったらそれで結構かと思えますし、その後ファームがどのように考えられるかは、これも私どもはわかっておりませんし、何も聞いてはおりませんので、今のまま、この農業公園株式会社の株主及び取締役は継続して、任期もございませぬので、そういうふう引き継いでいかれるものと思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、3名の取締役を聞きました。この株式会社農業公園、これ本当に経営能力があるんですか。私に言わせれば、取締役はこんなん言うたら悪いんですけども、二足のわらじの方ばかり。そこで、53名の方を職員としてまた運営さすということを副市長は言ってますけども、私にとっては会社経営というのはそういうふうなものではないと思っております。この点、いかがでしょう。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どももそういうところは一番心配です。ただ、先ほど来申し上げておりますように、ここの経営が安定してきておるということについては、やっぱりそこで働く従業員の皆さん方53名が正規の職員やと思うんですが、その皆さん方が汗水流して経営を安定させてきたという自負も持っておられます。そういうことですので、そういう53名の方々が今のところ、あげて辞表を出して私どものほうに要請がきておるわけですので、その方々がおっていただければ今までと同じ運営の形態をとりつつも、もう少し先ほど言いましたように私どもが望む地域密着型にしていだけるんじゃないかなと。

ほとんど、今まで私どもがはたから見えておりましたら、会社の関与は予算だとか経費、そういうものの関与で、あとの運営については全部現地のほうで努力をしたようでございますので、先ほどお話のように運営が、我々が素人じゃないかというふうに思いますが、今後お願いをする方々はもうプロ中のプロだと私は思っておりますので、うまく経営をやっていたらというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 私は、各地域自治体、第三セクター、たくさんあります。その第三セクターで、今経営難に陥ってる自治体がたくさんあります。

今回、農業公園というのは第三セクターなんですよ。51%の市の出資。その方たち53名は今までやったら、株式会社ファームという本当に会社組織の中にあつた職員である。今度は第三セクターの職員やということを重きにおいて運営をしてる。当初は一生懸命やるかもわかりません。しかし、年々年々やっていくごとにその熱意とまた第三セクターやからというちょっと言葉悪いかもしれませんが、私ら身分保障できとる、いざとなったら市がみてくれるとかというような甘い考え、そういうのが一番怖いわけです。そういうことにならないようにするためには、それなりの経営者、それなりの経営能力のある人、しっかりとしたチェックできる、現場で陣頭指揮できるような経営者が必要やと僕は思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これも本会議のこの議案の説明のときに議員から質問ありましたよね。そのときにもお答えしましたように、農業公園株式会社そのもので運営をしていくということ、これはこういう経過的などころでございますので、これが落ちつけば今後どのようにやっていくかもう一度検討したいと。そのときの議員さんの発言、お一人の発言ですが、もっともっと民営化をすべきだという質問もありましたときに、私もそういうふうにお答えしましたが、そういうやり方もあるというふうなことで、私は今おられる支配人はそういう経営能力も兼ね備えた人だと思っておりますので、もっともっと今度は民営化を目指してやっていければなど。

何とか23年度の間には皆さん方で御相談をしていただくし、また私も考え方を提示させてもらって、職員ともども一緒になって運営ができるような新しい組織を今後も検討したいと思っておりますので、そういう点、やっぱりじぶんが働けばじぶんがよくなっていくというようなことも考えていかないと、先ほど長船委員さんのおっしゃっておられたように、どちらかという公務員的発想が生まれてくると考えられますので、できるだけそういうことのないような運営方法を見い出したいと思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕もその53名の職員の方々、農業公園第三セクターの職員じゃなくじぶんたちにリスクを負うて、それで自分たちで新しい会社をつくり、運営していくというのは大いに賛成なんです。この前も民営化した方がいいんじゃないかと言いましたし。

ですから、今副市長はそういう答弁をしていただけるんなら、なぜここで、この指定管理の期間が23年4月1日から26年3月31日なのか、1年ごとでええのじゃないかと。そういうふうに1年ごとにしとけば新しい会社、100%民間会社をつくったときの指定管理をするときに、またここで審議ができるわけじゃないですか。そうではないですか。

これ3年やると僕らはもう審議できないわけです。要は農業公園株式会社に3年間ゆだねたということになってしまうので、やはり民間の会社をつくるのはええんやけどもどういう形態で、どういう資本金で、どういうふうな目的意識をもって、どういうふうに経営するんやということも、僕らもイングランドの丘をより一層発展していくためにも、そういう審議は必要やと思っておりますので。この1年という期間、こういうのは副市長の考えはないでしょうか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 3年というふうにさせていただいておりますけども、先ほど言いましたようなことが整いましたら、農業公園株式会社のほうから市のほうに指定管理の変更、そういうことも申し入れることはやぶさかでないと思っておりますので、うまく先ほどのような体制ができれば、そちらのほうにできるだけ早く移行していくということを考えております。

それで、指定管理の制度の中にはこちらのほうから申し入れをしてもまた変更が可能というようなこともありますので、今まで指定管理は大体3年間という、ほかの施設も全部くりをしてきたので3年間ということにさせていただいておりますが、これは余裕をもってということになろうかと思えます。この期間中でありましても、先行きの体制がきちつと整えば、1年間でまた変更をお願いすることもあり得るということは認識しておいていただければと思います。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 その変更を認識しておいていただきたいというのですけども、本当に変更するのかというのが、うちは農業公園は3年間指定管理いただいとんやから、新しい会社とうちが新しく契約するんやからなんじゃ差し支えないやないかと、変更する必要ないやないかというようなことも僕らは心配しとるわけです。ですから、指定期間というのを1年にさせていただきたいというような思いが私は非常に強いんで、僕ばかりしゃべってもいかんで、次の方に。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 いろいろな意見が出ておるんですが、とにかくマスコミでこういうことが報道されて、市民の皆さん方の多くが心配しとるということで、素朴な疑問は私は先ほどから言っておりますように、あの淡路ファームパークイングランドの丘の運営は、市が農業公園株式会社に指定管理をしようと。本来、農業公園株式会社が運営するものを農業公園株式会社がその運営をファームにお願いして、いわゆるかわりに運営をしてもらっておるわけですね。

それならば、先ほど来から言っておりますように、契約が今までの話を聞いておりますと、極めてずさんだと思えます。3年間にした場合にはこの契約が切れると。次のことについては契約書にふれてないというようなことなんです。それと、副市長も先ほどから言っておりますように、昨年度からこのことについてはファームと協議をしておると。

そんで副市長の発言の中に、協議をしている中において、いずれ訴訟が起こるであろうというような予感をしておったというような交渉をしとるんですね。極めておかしな話やと思うんです。交渉しとるときに何とか契約書に基づいて交渉したらわかってもらえると思うための交渉をしとるのが、訴訟が起こるであろうという予測のもとに交渉しとったなんて、こんなばかな交渉はないんであって、これは農業公園とファームとの契約において、契約の大失態であると思うんです。そんなもん、期限が来たら契約書に基づいてファームさんこうですよ、わかりましたと言うて契約解除するのはこれはもう当たり前のことです。それが何でこんな地位保全の訴訟が起こるんかということなんです。

そこで聞きたいんですが、交渉の過程において副市長、実際にファームが56億円もかけて投資した事業で、そのうちファームが13億円投資するというのでやってきとると。実際、私も19年の一般質問でしたときに、まだことし中も1億円の金を投資してるところですとかいうようなことを言ってましたが、契約解除のときにファームが投資したものはどういような始末をするといういようなことは一切書いてなかったんですか。それともそれはそのときに話をするといういようなことをしとったんですか。そんなざつとしとったことないんでしょう。何億円も投資したものが契約解除のときには市に売却する、市が買い取る、うちが引き取る、そういういような契約があつて当たり前でしょう。それがないちゅうんなら極めてずさんな契約書であつて、対会社、対会社との契約書とは思えらんですが実態はどうなんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど訴訟の話をしておりましたが、私はあらかじめ訴訟の話をしたんでなくて、相手から訴訟が起こされることを想定しながら交渉してたと言うだけでして、こちらのほうから訴訟するといういようなことを申し上げたつもりはございませんので、その辺は御了解いただきたいと思います。それと、先ほどのその延長線ですが、これにつきましてはちょっとストップをお願いしたいんです。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時28分）

（再開 午後 1時40分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この農業公園株式会社の決算書についてお聞きしたいんですが、これ副市長、私の聞いておるのは農業公園株式会社がファームに対して業務委託しておると。私の聞いておる範囲では、入場料収入の4%を農業公園株式会社に納入するというような業務委託契約であったと思うんですが、まずこれでよろしいですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 逆でして、私どもが入場料収入を全額受け取ります。その中から96%を業務委託費としてお渡しするという事なんで、逆のはずです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、ここにある決算書で今副市長が言うたように、入場収入のまず100%を農業公園株式会社が収納する。そのうち96%をファームに渡すということですね。そういうことですね。そうなりますと、そういう損益計算書のこの南淡路農業公園株式会社において従業員1人もいない、社長一人の会社でこれの経理はだれがやってくるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） その収入を授受する者についても業務委託をしておりますので、株式会社ファームの皆さん方に入金したものを私ども農業公園株式会社の通帳のところに入金をしてもらってます。月末を過ぎれば1カ月分の入場料収入というのが出ますので、その入場料収入の96%を農業公園株式会社が、私が判を押してファームのほうにその口座からお渡ししてくということはやっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、その農業公園株式会社の中で、残った4%の中から農業公園株式会社は事業を行っておるんですか。例えば、事業を結構行ってますね。その中からとにかく農業公園株式会社の事業を4%の中で行っていくということですか。宣伝とか何かそういうのを含むのか、ちょっと今。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗）　　そういうものも含めて業務委託しておりますので、私どもについては管理、経費と一部建物とか備品がありましたんでそういうものの減価償却だったと思うんですが、そういうものの整理をしております。あとについては、その業務委託契約96%の中で、全部、広告そういうものも含まれて委託をしておりますので、それは96%の範囲内でやっていただいとる業務はやってもらってます。それはあくまでも業務委託契約してますので、こういう業務は私どもがやってると書いてませんで、ファームにやってもらっておりますという書き方をさせていただくとと思います。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　ということは、農業公園株式会社は、そういう事業はファームにやらしとして、実際はファームがやったやつを決算の損益計算の中には農業公園株式会社が出たというような計算書になつとるわけですか。実際は、農業公園株式会社はやってないのにやらしたやつがここに出てきておるんですか。

○廣内孝次委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　20年からはそういうことは入ってないでしょう。農業公園株式会社は4%、4%の収益があると。100%の入園料収入があつて、96%をファームに業務委託費として渡してる、そのほかにも8,500万円程度だったと思いますが、市のほうから委託料としていただいとるものも農業公園株式会社からファームに委託するという2つになっておりますんで、そういう決算はしてるはずですよ。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　これは平成21年4月から22年3月のこれを見ますと、いわゆる県から1億何百万円かの来たやつを、市の県からの職員の人件費もろもろを引いて、残り8,550万円を農業公園株式会社からファームに入れてるといふそれは当然わかります。この支払手数料とかこういうたぐいのものは、実際、この農業公園株式会社では、手を染めてないんでしょ。ここに上がつてきておるこの数字が。

○廣内孝次委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　それは、21年の4月からのやつを見てましたら支払手数料2

7万5,100円入ってますよね。これは決算をしていただく業務をお願いしたんで、この手数料の中から支払いをしてるわけでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは南あわじ市うずのくにですか、うずのくにどの場合はいわゆるうずのくにの売上高の3%を市のほうに入れるという極めて単純なことになってます。それとあと出資金に対する配当収入というのが入ってます。

この農業公園株式会社は表向きは入場料収入の事業は農業公園株式会社でやっておると。あと売店収入とかもろもろはこれはファームの単独事業だということで、入場料収入の取扱業務もファームにさしといて農業公園株式会社があたかもやっていくというような決算書になつとるわけやな。そうでしょう。農業公園株式会社には職員がいないんですから。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ですから、そういうものを含めて業務委託をしてるわけなんで、96%の委託料を支払ってるわけです。ほとんどあそこでやられてる営業業務は、全部ファームに業務委託してるということです。

ですから、決算書を見ていただいたらこの農業公園株式会社の収入は、21年度のやつを見ていただいとるんだったら2億1,324万6,275円入園料の収入がありました。その下に業務委託料とあります。2億9,021万6,424円、これについてはこの市の委託料分と先ほど説明しました入園料の96%と合わせて2億9,021万6,424円、これについてファームに業務委託料として渡してるわけなんで、残りはしかるべくこの未払い消費税と支払手数料、それから減価償却費を除いた一般管理費が167万9,480円、この経費であと営業利益が685万371円になるという決算をしてるわけなんです、明快な決算だと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで会社は、この余剰金は役員会ではこれは余剰金処分は全くしないで、みんなこの会社に余剰金を積んでいっておるわけですか。株主に対して、毎年毎年1,000万円の会社で単年度685万円の利益が出とる。これは出資者に対して出資配当をしとるんですか、それともこれは余剰金で積んでいっとるんですか。積んでいっとるんなら積んでいっとるこの金の将来の用途の目的は何ですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 配当はしないことになっておりますので、いたしておりません。利益剰余金につきましては、ずっと積み立てております。21年度の決算ですが、前期末の残高が、利益剰余金の合計が2,778万424円です。当期の純利益が530万7,545円で平成21年度末の利益剰余金の合計が3,308万7,971円、これが利益剰余金として残ってきてるわけです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それ結局、今回このファームが契約解除になった場合に、ファームが出資しとる23%の株主に対する剰余金の分配というのも問題になってくるということです。そうでしょう。

それと、もう1つ、オーストラリアへ親善で行かれたことがありますね。2年前ぐらいだったと思うんですが。そのときに、その親善の市の行事の親善に、この農業公園株式会社から700万円、それに対する出費をしていたと思うんですが、私は市の行事の大勢の親善の方々が行かれた補助金に当然使ったんだと思うんですが、あれは市の行事ですから県とか市の一般財源から補助するというならわかるんですけども、農業公園株式会社がイングランドの丘を運営する会社が、あのときに700万円を出しとるというのが非常に不自然に思ってたんですが、あれは株主総会等でその使途については了とされてやったんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） それはもちろんでございます。農業公園株式会社はコアラがおること、かなりの入場者数があるわけですし、40万人を下らないというのはコアラのおかげだということは、皆さん方も御承知やと思うんですが。そういうことがありまして、新しいコアラを導入するということは市のほうも力を入れましたが、やっぱりその管理運営を任されてる農業公園株式会社としても、そこにコアラが新しく来ていただけるかどうかというのは非常に大きなインパクトでもございますので、応分の負担は農業公園株式会社としてする必要があるというふうなことから取締役会で議決をいただいて、700万円支出をさせていただきました。

そのかわりと言ったら語弊がありますが、農業公園株式会社の役員が行って、親善使節団に入ってその役を果たしてこようというふうなことで、皆さん方にお声をかけましたが、そのときは結果的にはファームの久門さんと私と商工会の志知会長さん3名が代表して行

くということになったわけでございます。そういうものの負担ということも合わせて700万円の応分の負担ということを取締役会で決めて支出をさせていただきました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれで、見解の相違でやってもうて、同意を得とんのやからそんでええと思うんですが。

それで、4月1日からの南淡路農業公園株式会社が直営でやる場合の組織図案というものが出ておるんですが、これは副市長、こうでありたいというものの願望ありたいというもので書いてあると思うんですが、組織的にそういうように人の動きが、こういうことが4月1日までに完了できるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） できます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、今職員53名かが何名かがファームに退職願を出しておると。退職願を出しておった場合は、雇用者から退職辞令が出る出らんにかかわらず、退職願を出した場合は自動的に半月か1カ月で自動退職になるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私、ファームのことは知りませんが、一般的には職員からの申し出は就業規則とか、我々の公務員では1カ月前に申し出なければならないということになっておりますが、そういう就業規則でいついつまでに申し出をなさいということは、会社でございますんであると思います。それを守って退職届を出したら、決められた日以降については会社は引きとめることはできないんじゃないかなと。やっぱり意志が固ければそれはそれで出勤しなければすむということにいはるんじゃないですか、一般的には。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでとにかく先ほど来から言っておるように、コアラとかいう動物がたくさん飼育されとるわけですが、その意向がスムーズにいくであろうということは副

市長は自信あるんですか。それと、それらの職員の方が農業公園株式会社の正職員になるのかどうということになる経緯、話し合いをしとるんかは知りませんが、3月31日までにその話ができるわけですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 3月31日まではファームの職員さんですのでそれは無理かもわかりませんが、私どもはそういうことをもう既に職員さん方とはお話をいたしておりますので、そういうものは間違いなく引き継げるだろうし、間違いなく運営はできていけるものというふうに想像はしています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これが仮に訴訟、地位保全が認められたときはどういうふうになるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 地位保全というのは、先ほど当初に言いましたように、4月1日からの営業権を引き続いて認めてほしいということです。まだ、私どもに副本が届いてないぐらいですから、3月31日までに地位保全の採決が出るということは考えられません。

今、弁護士に話を聞いておりましたら、第1回の審尋が4月に入ってからだというふうに聞いておりますので、それではもう4月に入ってこちらのほうの意見を聞いていただけるわけですから、またそれで向こうの意見を聞く、最低したって4月1日からの営業権の話をしているのに、もう4月の末日になってその話をしたって、4月1日からの営業権は存在しないということになるんで、私どももちょっと首をかしげてる場所があるんです。こういうおそく仮処分の申請を出してくるというのは不可解なことかなと。出すんなら、ちゃんとある程度の日数を計算した上で出してくるのが通例でないかなと私は思うんです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく我々が心配するのは、退職届を出した4月1日から南淡路農業公園株式会社が職員を採用した。勤務地は同じ場所であるというようなことで、果たしてそれが法的にもスムーズにいけるものなんですか。大丈夫ですか、そこらは。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時20分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○印部久信委員 異議あり。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 どないですかね、指定管理を農業公園株式会社とやるかどうかという
ことの採決もあるんですが、今までの質疑の中で私が思うのは、農業公園株式会社の都合
で訴訟をやらざるを得んというようなことになってきますと、非常に混乱するおそれがあ
るんです。これはもう大きな問題になって、市と業務委託会社が訴訟合戦をやるやという
ようなことになってるのは困るし、回避できないときはしょうがないんですが、当面、そ
のファームパークを運営するのは市の直営で一時的にやっていくというのも1つの手段か
なと私は思うんです。

審議を継続するか、あるいは委員長、議長も隣におるんですが、ここでおるメンバーで
諮って全員協議で集中審議をやるとか何とかしないと、このまま採決して賛否を問うとい
うのは私はいかがなもんかなと思うんですが、今、委員長の発言があったんですが、ほか
の委員さんの意見も一遍聞いてもらえたらと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに御意見ございますか。

原口副委員長。

○原口育大副委員長 毎日新聞の記事で、川野社長が当初から10年をめぐりに地元で運
営することにしてた。公園を運営するノウハウはもう蓄積できたので、今後は三セクで
直営して地域密着型の公園にしたいというコメントが出てます。

先ほど来の質疑を聞いてますと、かなりノウハウも蓄積できて、今おる職員体制で運営

できるというふうな答弁でもありました。ひとつ気になるのは取引先なんですけども、取引先に対する説明会を最近行われたということなんですけども、取引先のほうの反応というかどういうふうな感じなんでしょうか。

○廣内孝次委員長　　今の継続審査に関してを議題としていただきたいと思います。

○原口育大副委員長　　私は、今採決して速やかに結論を出す。直営なら直営で否決して直営にするなり、採決して指定管理するなり結論は早く出すべきだと、そのほうが混乱を招かないというふうに思います。

○廣内孝次委員長　　ほかに御意見ございませんか。
　　暫時休憩いたします。

(休憩　午後　２時２５分)

(再開　午後　２時２６分)

○廣内孝次委員長　　再開いたします。
　　砂田委員。

○砂田杲洋委員　　これは、農業公園株式会社に指定管理をこの委員会で出さんことには余計混乱が生じると私は思いますので、採決すべきと思ってます。

○廣内孝次委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　先の原口委員、砂田委員の意見に基本的に賛成して採決すべきやと思います。

○廣内孝次委員長　　採決すべきという意見が多いので採決にいきたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ないということで採決を行いたいと思います。異議はあるけども採決を行いたいと思います。

議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○原口育大副委員長 委員長。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 今、可決いただいたということで、先ほど来の議論の中で心配してるのは、職員の雇用の継続であったり、地域密着型というふうな私も常々そう思ってたけども、よりそれをきちっとやっていただけるということを条件にして賛成したいというふうに思いますので、そういう附帯決議を。賛成します。

附帯決議です。条件じゃなくて附帯決議をつけてほしいということです。

○廣内孝次委員長 本件に対し、原口委員より附帯決議案が提出されました。原口委員からの附帯決議案の趣旨説明を求めたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分）

（再開 午後 2時30分）

○廣内孝次委員長 それでは、再開いたします。

それでは、原口委員から附帯決議案の趣旨説明を求めたいと思います。

原口副委員長。

○原口育大副委員長 それでは、より効果を確実にするために附帯決議をつけていただきたいという思いで、提出させていただきます。

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘は、地域の活性化を呼び、農業の振興を図るため、農業の体験学習、交流拠点施設として設置されたものであり、コアラのいる公園施設ということも相まって、開園以来、年間40万人を超える入園者が訪れ、淡路最

大の観光地として定着している。また、3月6日には市民あげて要望しておりましたコア
ラが、西オーストラリア州と兵庫県の友好交流の証として新しく4頭が寄贈され、ますま
すその活況に期待も膨らんでいるところであります。

指定管理者たる南淡路農業公園株式会社においては、開園から節目の10年を経過した
ことを踏まえ、今後の運営管理にあつては設置目的を最大限に生かすためにもその方法
を見直し、もっと地域密着型の運営をするよう切に要望するという趣旨であります。

- 廣内孝次委員長 それでは趣旨説明が終わりましたので、これより採決いたします。
 本案に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 半 数)

- 廣内孝次委員長 可否同数であります。
 反対の方の挙手をお願いいたします。印部委員。

- 印部久信委員 ちょっと反対ですけどね、ちょっと意見言うて反対してよろしいです
 か。

- 廣内孝次委員長 結構です。それでは、採決やから、ちょっと休憩します。

(休憩 午後 2時33分)

(再開 午後 2時34分)

- 廣内孝次委員長 再開いたします。
 可否同数でありますので、委員長の私の賛否を申し上げます。
 私の考えは、やはり先ほどの流れで判断いたしますと賛成が妥当だと思いますので、賛
 成といたします。
 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時35分)

(再開 午後 2時36分)

- 廣内孝次委員長 再開いたします。

それでは、附帯決議をつけさせて本会議で報告をいたします。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

3月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。長船委員。

○長船吉博委員 委員長報告する前に確認をとらせてください。

委員長には任しますけども、その代り確認をとらせてください。

○廣内孝次委員長 わかりました。当日の朝でよろしいですか。

そのような格好でさせていただきます。長船委員。

○長船吉博委員 早くできたら、今日、明日でも結構です。

○廣内孝次委員長 わかりました。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○廣内孝次委員長 それでは次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中調査事項申し出一覧表のとおり、議長に申し出してよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、議長に申し出することとします。

3. その他

○廣内孝次委員長 次に、その他に入ります。

その他、何かございますか。

印部委員。

○印部久信委員 これも新聞報道ですが、3月20日の神戸新聞で、私も予算委員会で少し聞いたかと思うんですが、洲崎の中間育成の施設がこのたびの震災の影響で破損したということなんですが、この新聞報道では400万円前後の被害、ケーブル取りかえには

400万円ぐらいかかる見込みというようなことを書いてありますが、担当課はこれに対してどのように対応を考えてますか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今、委員おっしゃったとおり、洲崎の中間育成センター、そこに電気を通して海底ケーブルが東北の地震の津波の影響で、直接の原因は福良漁港の前にある台船、2つのチェーンでとめとるんですけどもその1つが台船をとめてるチェーンが切れたことにより、その横を通っている洲崎に行く海底ケーブルが切断されたんではないかというのが原因とされております。

その結果、洲崎の中間育成センター、ちょうどそのときにはヒラメが5,000尾とあとオコゼがいたわけなんですけども、ヒラメ5,000尾が酸素供給装置に電気の通らないことによって全滅したというようなことで、ただ早急に、4月中旬以降になりますと次の育成するヒラメが入ってくる予定になっております。早急に海底ケーブルを、先ほど言いました400万円ぐらい見積もりでかかると言われておりますけども、業者に早急に直すように手だてをさせているわけなんですけども、ただ、東北の地震の影響でありますように、海底ケーブルのものの品物が、東北地方のほうに行っていて業者のほうではなかなかいつ入るかちょっと見込みが立たないというような状況で、今現在入荷待ちと。入荷次第、早急に工事に着手すると今のところそういう状態になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 例年ですと、稚魚はいつごろ入るんですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） ヒラメは4月の終わりごろ、それから5月にオコゼ、それから7月に真鯛、それぐらいの時期になってきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、かかる経費の財源はできておると。ただ、震災の影響でケーブルの品物がないということですので、これは金があっても物がないということで仕方のないことなんですけども、課長も十分その辺についてはぬかりなくやっているといるんですけども、できるだけ早く現物を調達してもらって取りかえが完了できることをお願いをいたしました。

て、この件については終わります。それにひっかけて。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それとイノシシの捕獲についてお聞きしたいんですが。

22年度は、市はイノシシの捕獲については130万円の予算のうち10万円が事務費、120万円で1頭3,000円×400頭というような予定でいったと思うんですが、どうも猟師さんに聞きますと、皆さん方、市の要望にこたえて一生懸命捕獲してくれて猟師さん仲間では400頭を超えてるん違うんかと。また、その上の心配が400頭までですと1頭3,000円であるんですが500頭、600頭になってきたときに120万円の中で今度は頭数割りしたら1頭当たりの報奨金が減るんでないかというような心配をされてるのを聞くわけですが、3月の15日が過ぎまして一応数字が出たと思うんですが、実際の頭数はどういうふうになってますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 猟期の11月15日から3月15日までのイノシシの捕獲頭数なんですけども、1,180頭でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 1,180頭という数字になりますとこれはもう600万円近い、単純に3,000円をかけますと600万円近い金になるのかな。そういうことになってきて当初の120万円の予算が、360万円か、360万円ということで当初の3倍ぐらいの予算になってくるわけですね。

これは聞くとおとよりますと、市の担当者は400頭を上限で、それ以上の場合にはお支払いできないかもしれませんよということも言うていたというようにも聞くんですが、猟師さんのほうではそういうことを言ってる人もおるんですが、それではちょっとつらいなというような意見もあるんですが、我々としたらこれだけ市の要望にこたえてくれて一生懸命やってくれたということに対してそれなりの報奨は出してもらいたいと思うんですが、実際、支払いはどんなようなことを考えてますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） シカの猟期の捕獲についてはこれは初めての試みであ

りまして、3市とも有害に対してはやっておりますけども、猟期の期間、報奨費を出しとるといのはどこもやっておりません。

このたび、南あわじ市でイノシシの被害が大きいのということで試みてみようと。それで120万円の予算を置きまして、そのうち農協も30万円協力していただいております。農協の30万円を入れて120万円の予算を組んでおります。当初、何ぼ獲れるかわからんと。班長会を開きまして協議した結果、もう120万円頭打ちで400頭獲れたらうれしいんですけど、400頭以上になったらどないしますかということも協議した結果、もう予算内で獲った頭数で割らんかという取り組む以前に班長会でそういう申し合わせでスタートしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら次長、これぐらいいくと3,000円が1頭1,000円になるわけですね、均等割にしたら。早いもん順の400頭3,000円を出すんか、1,180頭を1,000円で120万円にするかこれほどないする気ですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 最終、30日にもう一度班長会して最終の話し合いをして決めるんですけども、1,180頭で120万円を割る、1頭1,000円ちょっとの割りになるんかなというふうに思われます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 副市長にお聞きするんですが、猟師さんも一生懸命やってこないなって3,000円が1,000円になってしもうたんですよ。市としても有害鳥獣で報奨金までつけてやってこういうことになって、猟師さんもこれ聞いたらちょっと失望すると思うんですが、どないですか。市として補正でもあげて、結局240万円ぐらいの補正ですむんかな、計算上。副市長、ちょっとこんなこと考えたわけにはいかんのかな。

○農林振興部長（奥野満也） ちょっと、休憩させてよろしいですか。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時45分）

(再開 午後 2時50分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

ほかに何かございますか。

長船委員。

○長船吉博委員 もう水仙も終わりましたけども水仙郷の今回、非常に入場者が多いようなことを聞いたんですけども、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 今年の水仙郷につきましては、夏場の暑さ、また雨の水量が少なかったということで、開園を12月28日にしたわけなんですけども、花の咲きがおそかったということで、また途中、2月の14日の雪の被害を受けまして2月の28日に閉園したわけなんですけども、ことしは7万3,463人の入園者を記録しております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕もよそへ行って、水仙郷がきれいですよと宣伝もさしてもらおうと。

そんな中で、行ってきた人が非常に車がいっぱいで置くところもなく、困って見ずに帰ってきましたというような苦情を言われたわけです。水仙郷を運営してるのはふるさと会か何かやったと思うんです。今回の水仙郷の開園した中の苦情等々においてのそういう部分はどうだったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 一番最初に開園したときに、やはり入場した人が花を見に来てまだ咲いてなかったということで、がっかりしましたよという意見は聞きました。それで、一番ピークのときが2月の13日で4,710人程度来ております。このときについては、かなり交通が停滞したと思っております。また、昨年かなり来た時には警察のほうからも交通の指導は受けておりますけども、そこらあたりはことしはそういうことが、停滞のときはあったと思うんですけども、その時期は少なかったと感じております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員　　これは毎年、開園するんであって、毎年同じような過ちというかそういうお客さんに対して不満を与えるようなことは、ぐあい悪いんじゃないかなと思うんです。ですから、やはりそこらの改善をしっかりとやるなり、指導するなり、自分らで花がまだ咲いてませんかそういう情報伝達も、しっかりと何らかの形でして行ってやってほしいなというふうに、できるだけ淡路に来たお客さんがよかったな、淡路すごいきれいなとこやなという思いをもって帰って、もてなしの心で帰っていただけるようなことに今後励んでいただきたいなというふうに思っておりますので、その点お願いしておきます。

○廣内孝次委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐）　　咲き状況につきましては、なるべく市のホームページで情報伝達はしておりますけれども、先ほど言いましたが交通停滞、灘の漁港をお借りしてシャトルバスを運行してるんですけども、やっぱり乗用車で来る方が大勢あるということで、そこら辺はまた地区の方と相談してやっていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長　　ほかにございませんか。
執行部からの報告事項がありましたらお願いします。
ないですか。
それでは、これをもちまして産業建設常任委員会を閉会します。
副委員長、閉会のあいさつをお願いします。

○原口育大副委員長　　今日は付託案件の審査、大変御苦労さまでございました。
これで産業建設常任委員会閉会いたします。

（閉会　午後　２時５５分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年3月23日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次